

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構利益相反管理の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が実施する研究における利益相反管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、研究における利益相反とは、外部との経済的な利益関係によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態を指す。

(利益相反管理の対象者)

第3条 この規程の対象者は、道総研の常勤及び非常勤の役員及び道総研と雇用関係にある職員（以下「役職員」という。）とする。

(利益相反管理の基本方針)

第4条 この規程において管理の対象とする利益相反は、道総研の社会的信用を許容できない範囲で損なうおそれがあるもの（以下「許容できない利益相反」という。）及び競争的資金による研究でその要領等により利益相反管理が義務づけられているものとし、基本方針に基づき適切な管理に努める。

第2章 利益相反管理委員会

(設置)

第5条 利益相反管理を行うため、道総研に利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第6条 委員会は、次に掲げる事項の検討を任務とする。

- (1) 利益相反管理に関する施策に関すること。
- (2) 利益相反による弊害を回避するための措置に関すること。
- (3) その他利益相反管理に必要な事項に関すること。

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる職にある者を委員として組織する。

- (1) 理事（経営管理担当）
- (2) 理事（研究推進担当）
- (3) 理事（連携推進担当）
- (4) 経営管理部長
- (5) 研究推進部長
- (6) 研究企画担当部長
- (7) 外部有識者
- (8) 理事長が必要と認める者

2 前項第7号及び第8号の委員は理事長が指名し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、理事長が指名する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長がその職務を行うことができないときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事等)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席（外部有識者の出席を必須とする）がなければその会議を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員は、自己が関わる利益相反事案についてはその議事に加わることができない。この場合において、当該委員の数は前項の委員の数に算入しないものとする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 利益相反管理の手続

(自己申告)

第10条 研究に取り組む、又は新たに取組もうとする役職員は、次の各号について該当の有無を確認し、所属する研究本部長又は法人本部部長（以下「所属長」という。）に対して申告（以下「自己申告」という。）しなければならない。

- (1) 研究応募時や研究実施中の各年度において利益相反管理が義務づけられている研究
- (2) 申告日を起点とする過去一年間に、当該役職員（以下「申告者」という。）、並びに申告者と生計を一にする配偶者及び一親等の親族と研究に関与する企業等（以下、「関与企業等」という。）との間で、次のア～オの合計額が100万円を超える、又は株式を5%以上保有する経済的な利益関係がある
 - ア 給与・報酬
 - イ 知的財産の実施許諾、又は権利譲渡に係る収入
 - ウ 謝金及び原稿料
 - エ 株式等（公開株・未公開株、ストックオプション）の保有、並びにこれらの配当益及び譲渡益
 - オ その他の経済的な利益
- 2 自己申告の内容が前項各号のいずれかに該当するときは、委員会における審議の対象とし、申告者は、所属長を経由して研究における利益相反自己申告書（別記第1号様式）（以下「自己申告書」という。）を理事長に提出しなければならない。

3 申告者は、自己申告の後、第1項第2号の経済的な利益関係に変化が生じたときは、改めて自己申告しなければならない。

(委員会への付託)

第11条 理事長は、前条の自己申告書が提出されたときは、自己申告に係る利益相反が許容できない利益相反であるかどうかについて、委員会に審議を付託する。

(委員会の審議・調査)

第12条 委員会は、前条の付託があったときは、申告された利益相反について審議を行う。

- 2 委員会は、利益相反の管理に必要な限度で、役職員及び道総研と関与企業等との経済的な利益関係に関する情報を収集する。
- 3 委員会は、第1項の審議の結果、申告された利益相反が許容できない利益相反であると認めたときは、申告者から事情を聴取したうえで、適切な利益相反管理の方法を検討し、理事長に検討結果を報告する。

(理事長による指導等)

第13条 理事長は、委員会から前条第3項に基づく意見書の提出があったときは、申告された利益相反について適切な指導、又は管理を行うものとする。

(自己申告以外の措置)

第14条 第10条に基づく自己申告によるほか、実施する研究課題について許容できない利益相反が存在すると理事長又は所属長が認めるときは、理事長又は所属長は、当該研究を実施する役職員に自己申告書の提出を求めるものとする。

2 第11条の規定は、前項の規定により自己申告書が提出された場合に準用する。

(他の規程との関係)

第15条 許容できない利益相反が、道総研の他の規程による禁止行為、又は制限行為に該当するときは、この規程のほか、当該規程の適用を受けるものとする。

(外部からの指摘への対応)

第16条 外部から道総研の役職員が取り組む研究に対して許容できない利益相反の存在が指摘されたときは、理事長は、指摘を受けた役職員に対して、その内容を提示した上で自己申告書の提出を求めるものとする。

2 第11条の規定は、前項の規定により自己申告書の提出があった場合に準用する。

3 理事長は、外部からの指摘に対して説明責任を果たすものとする。

(情報等の取扱い)

第17条 委員会は、自己申告書及び役職員から得た利益相反に関する情報を秘密情報として管理し、適切に保管しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

2 委員会に出席を求められた者及び第20条の規定により庶務を行う者については、前項の規定を準用する。

(利益相反相談員)

第19条 利益相反について役職員からの個別相談に応じさせるため、道総研に利益相反相談員をおく。

2 利益相反相談員は、法人本部研究推進部副部長とする。

第4章 雑則

(庶務)

第20条 この規程による利益相反管理に関する庶務は、研究推進部において処理する。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、利益相反管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和5年7月10日から施行する。

附則（令和6年3月28日規程第17号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。